

別表1－1 水質基準項目(上水道)

番号	項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の 最高値 (mg/l)	施行規則に よる検査の 基本の回数	検査実施回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	0	月1回	月1回	法定検査回数
2	大腸菌	不検出	不検出		月1回	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満		年1回	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満		年1回	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満		年1回	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001		年1回	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満		年4回	法定検査回数
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	年4回	年1回	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満		年4回	法定検査回数
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満			
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	1・4－ジオキサン	0.05以下	0.005未満			
16	シス－1・2－ジクロロエチレン及び トランス－1・2－ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
21	塩素酸	0.6以下	0.12	年4回	年4回	法定検査回数
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			
23	クロロホルム	0.06以下	0.008			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.006			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.02			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.006			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008			
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.008	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			
35	銅及びその化合物	1以下	0.01			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.4			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満			
38	塩化物イオン	200以下	15.9	月1回	月1回	法定検査回数
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	18	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
40	蒸発残留物	500以下	82			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	原因藻類発生時期に月1回以上	年1回	発生時期である7月～9月に検査
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			
46	有機物(全有機炭素)	3以下	1.1	月1回	月1回	法定検査回数
47	pH値	5.8～8.6	7.1			
48	味	異常でない	異常でない			
49	臭気	異常でない	異常でない			
50	色度	5度以下	0.90			
51	濁度	2度以下	0.20未満			
	PFOS及びPFOA	0.00005以下	－	－	年1回	令和6年度第2回水質基準逐次改正検討会(令和6年12月24日)より

※1 原水水質が大きく変わるおそれがない場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。
(水道法施行規則)

別表1-2 水質基準項目(袋地区)・浄水

番号	項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の 最高値 (mg/l)	施行規則に よる検査の 基本の回数	検査実施回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	0	月1回	月1回	法定検査回数
2	大腸菌	不検出	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満		年4回	法定検査回数
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満		年1回	過去の検査結果により省略
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	年4回	年4回	法定検査回数
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満		年1回	過去の検査結果により省略
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回	年4回	法定検査回数
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.05未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.1			
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン 及び シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
21	塩素酸	0.6以下	0.06	年4回	年4回	法定検査回数
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満			
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.001未満			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			
35	銅及びその化合物	1以下	0.01未満			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.9	月1回	月1回	法定検査回数
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満			
38	塩化物イオン	200以下	9.6			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	37			
40	蒸発残留物	500以下	153			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満		年1回	発生時期である7月～9月に検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	月1回	月1回	法定検査回数
46	有機物(全有機炭素)	3以下	0.3未満			
47	pH値	5.8～8.6	7.4			
48	味	異常でない	異常でない			
49	臭気	異常でない	異常でない			
50	色度	5度以下	0.50未満			
51	濁度	2度以下	0.10未満	-	年1回	令和6年度第2回水質基準逐次改正検討会(令和6年12月24日)より
	PFOS及びPFOA	0.00005以下	-			

※1 原水水質が大きく変わるおそれがない場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。
(水道法施行規則)

別表1-2. 1 水質基準項目(袋地区)・原水

番号	項目	基準値 (mg／l)	過去3年間の 最高値 (mg／l)	施行規則に よる検査の 基本の回数	検査実施回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	0	月1回	月1回	
2	大腸菌	不検出	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	※1 年4回	年1回	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.05未満			
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.1	※1 年4回		
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	1・4－ジオキサン	0.05以下	0.005未満			
16	シス－1・2－ジクロロエチレン及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
21	塩素酸	0.6以下		年4回	年4回	消毒副生成物のため省略
22	クロロ酢酸	0.02以下				
23	クロロホルム	0.06以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下				
26	臭素酸	0.01以下				
27	総トリハロメタン	0.1以下				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下				
30	ブロモホルム	0.09以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.001未満	※1 年4回	年1回	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			
35	銅及びその化合物	1以下	0.01未満			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.8	※1 年4回	年1回	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満			
38	塩化物イオン	200以下	9.8			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	37			
40	蒸発残留物	500以下	145	※1 年4回	年1回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満			
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	※1 年4回		
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			
46	有機物(全有機炭素)	3以下	0.4	月1回	月1回	
47	pH値	5. 8～8. 6	7.5			
48	味	異常でない	異常でない			
49	臭気	異常でない	異常でない			
50	色度	5度以下	0.50未満			
51	濁度	2度以下	0.10未満			
	指標菌(嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出		年4回	
	PFOS及びPFOA	0.00005以下	－	－	年1回	令和6年度第2回水質基準逐次改正検討会(令和6年12月24日)より

※1 原水水質が大きく変わるおそれが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。
(水道法施行規則)

別表1-3 水質基準項目(大川原地区)・浄水

番号	項目	基準値 (mg／l)	過去3年間の 最高値 (mg／l)	施行規則に よる検査の 基本の回数	検査実施回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	0	月1回	月1回	法定検査回数
2	大腸菌	不検出	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回	年4回	法定検査回数
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.25	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満			
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン及び シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
21	塩素酸	0.6以下	0.10	年4回	年4回	法定検査回数
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満			
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.004	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			
35	銅及びその化合物	1以下	0.02未満			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.9			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満	月1回	月1回	法定検査回数
38	塩化物イオン	200以下	11.6			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	13	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
40	蒸発残留物	500以下	140		年4回	法定検査回数
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満		年1回	過去の検査結果により省略 発生時期である7月～9月 に検査
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	月1回	月1回	法定検査回数
46	有機物(全有機炭素)	3以下	0.8			
47	pH値	5.8～8.6	7			
48	味	異常でない	異常でない			
49	臭気	異常でない	異常でない			
50	色度	5度以下	0.50未満			
51	濁度	2度以下	0.10未満	-	年1回	令和6年度第2回水質基準逐次改正検討会(令和6年12月24日)より
	PFOS及びPFOA	0.00005以下	-			

※1 原水水質が大きく変わるおそれが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。
(水道法施行規則)

別表1－3. 1 水質基準項目(大川原地区)・原水

番号	項目	基準値 (mg／l)	過去3年間の 最高値 (mg／l)	施行規則に よる検査の 基本の回数	検査実施回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	0	月1回	月1回	
2	大腸菌	不検出	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	※1 年4回	年1回	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.16			
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	※1 年4回		
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	1・4－ジオキサン	0.05以下	0.005未満			
16	トランス－1・2－ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
21	塩素酸	0.6以下		年4回	年4回	消毒副生成物のため省略
22	クロロ酢酸	0.02以下				
23	クロロホルム	0.06以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下				
26	臭素酸	0.01以下				
27	総トリハロメタン	0.1以下				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下				
30	ブロモホルム	0.09以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.001未満	※1 年4回	年1回	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			
35	銅及びその化合物	1以下	0.01未満			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.3			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満	月1回	月1回	
38	塩化物イオン	200以下	12.3			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	13	※1 年4回	年1回	
40	蒸発残留物	500以下	132			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	原因藻類発生時期に月1回以上		
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	※1 年4回	月1回	月1回
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			
46	有機物(全有機炭素)	3以下	0.3未満			
47	pH値	5.8～8.6	6.8			
48	味	異常でない	異常でない			
49	臭気	異常でない	異常でない			
50	色度	5度以下	0.50未満			
51	濁度	2度以下	0.10未満		年4回	
	指標菌(嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出			
	PFOS及びPFOA	0.00005以下	－	－	年1回	令和6年度第2回水質基準逐次改正検討会(令和6年12月24日)より

※1 原水水質が大きく変わるおそれがない場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。
(水道法施行規則)